

○津山圏域資源循環施設組合ごみ処理手数料適正化検討審議会規則

令和7年2月14日

津山圏域資源循環施設組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合附属機関に関する条例（令和7年条例第2号）第3条の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合ごみ処理手数料適正化審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 津山圏域クリーンセンターにおけるごみ処理手数料の適正化に関する事項
- (2) 前号のほか管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会の委員は、15名以内を以って組織し、学識経験を有する者、圏域住民を代表する者、その他管理者が適当と認める者のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 審議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集しその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 審議会の会議は、原則公開とする。ただし、公開することにより自由率直な意見交換が損なわれる場合等、委員長が必要と認める場合については、委員長は審議会に諮り非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、審議会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、津山圏域資源循環施設組合事務局において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。